

令和3年度

交野市教育施策

交野市教育委員会



目次

第1章	はじめに	1
第1節	令和3年度 教育施策の概要について	1
第2節	学校教育部の主要事業について	1
第3節	生涯学習推進部の主要事業について	2
第2章	生きる力を育む学校教育の新たなビジョン	3
第1節	就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実	3
第2節	学校保健の充実	5
第3節	学校施設の整備及び安全確保	6
第4節	学校給食の充実	8
第3章	生涯学習環境の整備・充実	9
第1節	情報提供と発信	9
第2節	スポーツ活動の充実	9
第3節	文化活動の充実	11
第4節	教育コミュニティの形成・家庭教育の充実	12
第5節	スポーツ・文化施設の充実	12
第6節	文化財保護の充実	13
第7節	青少年の健全な育成	14
第8節	放課後児童会の運営	15
第9節	図書館活動の充実	16

第1章 はじめに

第1節 令和3年度 教育施策の概要について

本書は、市教育委員会が令和3年度に実施する施策についてまとめたものです。

市教育委員会では、少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化などの課題、小中一貫教育に適した学校施設など新たな学校づくりに対応しつつ、子どもたちの教育環境の維持向上を図るため、学校の規模適正化及び適正配置に向けた検討を行っています。

このような状況を踏まえて本年度は 13 施策に取り組み、教育行政を推進します。内訳は学校教育部が 4 施策、生涯学習推進部が 9 施策です。

なお、学校における教育活動に関する施策については、学校教育ビジョンの年度計画である「アクションプラン」にお示ししています。

今年度の学校教育部 4 施策と生涯学習推進部 9 施策の取り組み結果については、事業年度終了後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づいて点検・評価を行い、成果や課題を明らかにし、学識経験者の意見を付して報告書としてまとめます。

結果についてはPDCAのマネジメントサイクルを十分に機能させ、今後の事業の見直し、改善を図ります。

第2節 学校教育部の主要事業について

学校管理においては、すべての児童・生徒が安心して学習できるよう必要な支援や環境整備に取り組みます。

就学支援等では、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、就学事務を適切に遂行し、保護者が負う就学義務の履行を支援します。

学校保健については、これまで同様、児童・生徒及び教職員の健康状態の把握、健康の維持管理に努めます。また、児童・生徒が快適に過ごせるよう、感染症対策も含めて施設の消毒等や害虫駆除を実施します。

学校施設関係では、施設の老朽化への対処など課題は、なお多く存在している中で、財政的な面も考慮しつつ、安心・安全に向けた対策を図ります。

なかでも、耐用年数の経過している小中学校の高圧受変電設備の更新を順次行います。

学校規模適正化関係では、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置についての検討を進めるとともに、第一中学校区においては、令和7年度までに開校予定の施設一体型小中一貫校及び令和4年度に開校予定の交野小学校と長宝寺小学校の統合校の円滑な開校に向けての準備を進めます。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ります。また、給食の時間はもとより教科学習や総合的な学習の時間等において重要な教材として活用し、食に関する指導を効果的に進めます。

また、児童・生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付ける指導及び教育を行い、給食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発し、行事食を活かして、日本の伝統的な食文化を伝えていきます。

学校給食費の公会計化による学校給食の管理運営を適切に行えるように努めます。加えて、学校給食調理業務等の民間委託については、令和4年度からスムーズにスタートできるよう実施向け受託事業者との詳細な引き継ぎを行います。

今後も、中長期的展望にたち、学校・家庭・地域による協働体制が構築され、交野の子どもたちが、社会全体の力で、こころが育まれ、急激な社会変化の中でもそれに対応できる力が育成されるよう努めていきます。

第3節 生涯学習推進部の主要事業について

社会教育においては、市民が生涯学習活動をとおして、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習基本計画に基づき、学習機会や場の提供、生涯学習に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、「ウイズコロナ」の考えのもと、感染対策を徹底するとともに、新しい開催方法を取り入れ、市民が安全に、安心して生涯学習活動に取り組むことができるように努めます。

スポーツや文化活動においては、その充実を図るため、関係団体の活動を支援し、各種行事や大会、小学生向けの体育プログラムを実施するとともに、幅広い世代が参加できるノルディックウォーキング事業を、市内及びその付近の史跡などの文化財巡りを織り交ぜるなどの視点を取り入れながら、引き続き実施します。

あわせて、これらの活動が円滑に行えるよう、指定管理者と連携を図ります。

教育コミュニティの形成については、コミュニティ・スクールの導入を見据え、地域とともにある学校づくりを進めるため、開校準備委員会（地域協働部会）の検討をもとに、地域学校協働活動の体制の見直しや支援策の充実を図ります。

すべての教育の原点ともいえる家庭教育については、その充実を図るため、保護者の視点、子どもの視点にたった学習の機会の提供に努めます。

文化財保護では、文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくため、調査研究、普及啓発活動に努めます。また、平成31年4月の文化財保護法改正により制度化された、「文化財保存活用地域計画」策定のため昨年度に引き続き作業を進めます。

青少年の健全な育成については、安全・安心な環境づくりを行うとともに、青少年の協調性や創造性等を育むため、関係団体や大学等と連携し、より充実した事業の企画・実施に努めます。

放課後児童会では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供するため、よりよい環境の整備に努めます。また、令和3年度中に開会時間の延長をめざします。

図書館については、利用者への利便性の向上や業務の機能及び情報セキュリティの強化を図るとともに、図書館サービスの向上をめざすため、図書館システムの更新を行います。

また、子どもの読書環境の整備のため、「第4次交野市子ども読書活動推進計画」を策定します。

なお、生涯学習推進部の主要事業については、令和3年度は本教育施策を以って生涯学習基本計画の進捗管理とします。

第2章 生きる力を育む学校教育の新たなビジョン

第1節 就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する援助
- ・障がいのある児童・生徒及びその保護者に対し、経済的負担の一部を軽減するための各種制度の活用やスクールヘルパー等人的援助も含めた、総合的な支援の充実

事業名	事業概要	関係部署	関連	R3年度目標
適正な就学事務の遂行	学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるよう、就学時や転出入時における適切事務の遂行 不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生防止	学務保健課	学校	不就学者数 0人 不適正就学者数 0人 居所不明者数 0人
就学援助・特別支援教育就学奨励費支給事務	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対する支援 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等に就学を奨励するための支援	学務保健課	学校	制度の周知と申請方法のわかりやすい説明及び適切な審査・支給
	就学援助費のうち学校給食費について、就学援助費受給資格が認められた世帯の児童・生徒に対する学校給食の現物給付	学校給食センター	学校	
学校活動の円滑な推進	児童・生徒の急病・怪我等の緊急時における病院等への搬送支援 指導書等の教科用図書購入	学務保健課	学校	・学校の緊急時対応に向けた支援の実施 ・指導書等の整備による効率的で統一性のある授業展開への支援
教育資金の支援（奨学金制度）	経済的な理由により高校・大学等への就学が困難な者に対する奨学金の貸付 高校以上の学校への進学予定者又は在校生に対する教育貸付金の利子の一部補給	学務保健課		奨学金制度の周知を図り、継続した就学支援の実施
進路選択支援事業	進路選択のための奨学金活用の相談業務等	学務保健課 人権と暮らしの相談課		進路選択支援に関する相談体制の維持継続
学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援	肢体不自由等の児童・生徒に対するスクールヘルパーの配置 難聴の児童・生徒在籍の学校に対する補聴器付属機器貸与	学務保健課	学校	支援を要する児童・生徒の増加傾向に伴う支援体制の確保
教育ネットワークに関する事業	就学事務等の情報共有及び校務支援システム導入に係る教育ネットワークの運用	指導課 学務保健課 まなび未来課	学校	・学事システムサーバーの運用の維持 ・校務支援システム導入に係るネットワークの運用

【令和3年度具体的施策】

1 適正な就学事務の遂行

学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるため、新入学者の就学通知事務、転出入にかかる事務を適切に実施し、学齢簿の作成及び管理を行います。

また、「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に則り、区域外や指定校外の申請にあたっては、必要に応じて審査会を開催の上で判断を行うものとし、適切な就学を支援します。

学齢児童・生徒の確実な就学支援を関係諸機関との連携のもと行うとともに、不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生を防止します。

2 就学援助制度・特別支援教育就学奨励費支給事務

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる必要な経費（学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等）の一部又は全部を援助します。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対し、就学を奨励することを目的として、学校にかかる必要な経費の一部を援助します。

3 学校活動の円滑な推進

児童・生徒の急病・怪我等の緊急時に対応するため、学校にタクシーチケットを整備します。

また、教師が児童・生徒を指導するための教科用図書等を購入します。

4 教育資金の支援（奨学金制度）

交野市奨学金条例に基づき、経済的な理由のために高校や大学等への就学が困難な者に対して、奨学金の貸付を行います。

高校においては、府の施策で授業料の無償・軽減措置が取られていますが、授業料以外の経済的負担も大きいことを踏まえ、奨学金制度は継続していきます。

なお、滞納者への督促については、文書催告などにより適切に対応します。

また、包括提携金融機関との協力の下、「おりひめ教育ローン補助制度」を実施し、0.4%の利子補給金を給付します。

5 進路選択支援事業

市の奨学金以外の各種奨学金制度の相談窓口として、「進路選択支援事業」を実施し、人権と暮らしの相談課との連携の下、専門の相談員による相談体制を継続していきます。

6 学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援

市立小・中学校に在籍する肢体不自由等児童・生徒について、その状況に応じて学校生活全般の安全のための支援・介助を目的として、スクールヘルパーなどを適切に配置します。

また、難聴の児童・生徒が在籍する学校に対し、必要に応じて補聴器付属機器を貸し出し、当該児童・生徒が授業をより受けやすくなるよう支援します。

7 教育ネットワークに関する事業

令和2年度の教育ネットワークシステム全体の更新・再構築に伴い、令和3年度においても学齢簿の編成や学校との児童・生徒にかかる情報共有、学校における諸費の徴収管理等を行う学事システムの安定運用を維持します。また、統合型校務支援システムの導入に伴い、校務全般の効率化と行き届いた教育活動を実現し、教育の質の向上を図ります。

第2節 学校保健の充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童・生徒及び教職員の健康状態の把握による、健康の維持管理の向上
- ・学校の環境を良好に維持するための、適正な環境衛生の管理

事業名	事業概要	関係部署	関連	R3年度目標
児童・生徒の健康管理	児童・生徒を対象とした健康診断を実施及び、必要に応じた治療の勧告	学務保健課	学校	学校・学校医等との連携のもと、定期健診等を実施し、児童・生徒の健康の維持管理を図る
就学時健康診断	就学前児童のための健康診断の実施	学務保健課	学校	学校医等と連携し、対象就学前児童が受診しやすい環境整備を図る
児童・生徒の災害保険事業	日本スポーツ振興センター災害共済による怪我等の補償	学務保健課	学校	制度のわかりやすい周知と情報提供を行い、加入率の増加を図る
教職員の健康管理	教職員を対象とした健康診断の実施	学務保健課	学校	学校と医療機関等と連携し、教職員が受診しやすい環境の整備を図る
学校の環境衛生事業	教室等の環境調査（換気状況、有害化学物質等）、プール水質検査、施設の感染症対策の消毒等及び害虫駆除の実施	学務保健課	学校	児童・生徒が快適に過ごせるよう、学校薬剤師の指導のもと、環境調査・対策を図る

【令和3年度具体的施策】

1 児童・生徒の健康管理

学校と学校医などとの連携を図り、各学校が定期健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科）を滞りなく行えるよう支援します。

また、その他の健診についても、医師会などとの連携を密にして学校内における疾病に対しても未然に防止できるよう努めます。

2 就学時健康診断

就学前幼児の保護者に対する適切な通知とともに、幼児や保護者の利便性に配慮した健診会場や時間設定などを行い、すべての対象幼児がこの健診を受診できるように努めます。

3 児童・生徒の保険事業

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度に加入し、学校の管理下で発生した児童・生徒の怪我等の治療にかかる費用について、各学校及び日本スポーツ振興センターと連携をとりながら、給付金が適正かつ正確に給付されるよう調整に努めます。

4 教職員の健康管理

定期健康診断をすべての対象教職員が受診できるよう調整に努めます。

また、婦人科健診、VDT健診等を実施し定期健診以外の項目に関しても充実を図ります。

5 学校の環境衛生事業

学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師と協議を行うなど、連携を密にして、定期的な空気（二酸化炭素濃度）や化学物質調査を行います。また、施設の感染症対策の消毒等及び害虫駆除やプール（水質）調査を実施し、児童・生徒が快適に過ごせるように努めます。

第3節 学校施設の整備及び安全確保

【基本的方向と取組み工程】

- ・学校の適正配置と併せて、今後の学校施設の維持管理について、将来を見据えた適切な施設の整備
- ・子どもたちの学習及び生活の場として、教育に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある子どもたちにも配慮しつつ、防災・防犯などにも十分な安全性を備えた施設を整え、地域にとって身近な公共施設としての役割と景観や街並みの形成に貢献できる施設の整備

事業名	事業概要	関係部署	関連	R3年度目標
魅力ある学校づくり	魅力ある学校づくり事業基本方針・基本計画に基づく、新たな学校づくり	まなび舎整備課	学校保護者 地域 市民 団体	第一中学校区魅力ある学校づくり事業の実施設計等の実施
開校準備事業	第一中学校区において、令和7年度までに開校予定の施設一体型小中一貫校及び令和4年度に開校予定の交野小学校と長宝寺小学校の統合校の円滑な開校に向けての環境整備	まなび未来課 学務保健課 指導課 社会教育課	学校保護者 地域 市民 団体	・開校準備委員会による校章、校歌、通学安全、地域協働の検討 ・教材・教具備品等の調達・移動
学校規模の適正化	更なる少子化、学校施設の老朽化等の課題解消を図り、教育環境の維持向上を図るための、学校の規模適正化・適正配置の検討	まなび未来課	学校保護者 地域 市民 団体	第三・第四中学校区の学校適正配置の方向性を定める
学校校務員適正配置	学校施設の営繕・簡易改修・維持管理を行うための学校校務員の適正配置	まなび舎整備課	学校	配置人数 14人
教材・教具備品等の充実	学校教材等の充実 (教材・教具備品等及び図書購入)	学務保健課	学校	学校からの要望を反映した、新学習指導要領に基づく適正な学校教材等の充実
学校施設の整備・充実	学校施設の維持・管理 (改修工事・修理等)	まなび舎整備課	学校	施設改善件数 80件
通学路の安全管理	通学路安全プログラムの取りまとめ 登下校見守りシステムの実施 注意喚起看板設置 開発事前協議	学務保健課	学校 地域 団体	・関係機関と連携した安全対策の実施 ・見守りシステムのポイント増設や運用の充実を図る

【令和3年度具体的施策】

1 魅力ある学校づくり

学校規模の適正化・適正配置の方向性が定まった中学校区では、新たな学校づくりを進めています。検討にあたっては、保護者、地域の方々及び学校関係者とともに取り組み、質の高い学びを実現する教育環境の整備を図ります。

第一中学校区においては、第一中学校区魅力ある学校づくり事業における実施設計等を行います。

2 開校準備事業

第一中学校区において、令和7年度までに開校予定の施設一体型小中一貫校及び令和4年度に開校予定の交野小学校と長宝寺小学校の統合校の円滑な開校に向けて、統合校の校名・校歌・校章や安全な通学路の確保など必要な環境整備や地域協働に関することについて、保護者、地域の方々及び学校関係者とともに検討を進めます。

令和4年度の統合校の開校に向けては、校歌・校章を制作した上で、必要な物品の調達や移動等を行います。

3 学校規模の適正化

「学校規模適正化基本計画」「学校施設等管理計画」に基づき、少子化や老朽化等の課題解決を図り、児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、中学校区ごとの将来に向けた望ましい学校適正配置の方向性を検討します。

第三・第四中学校区においては学校適正配置の方向性を定めます。

4 学校校務員適正配置

学校校務員配置については、個々の学校施設規模等に応じ配置を行います。学校校務員部会を毎月開催し、学校施設の状況報告並びに修繕技術情報の共有を行うとともに、年1回全校務員を対象とした樹木の維持管理技術講習会を開催するなど、学校校務員の技術向上を図ります。

5 教材・教具備品等の充実

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教材・教具備品の充実、また児童・生徒の教養を健全に育成するため、図書を購入を行います。

6 学校施設の整備・充実

耐用年数が経過している小中学校の高圧受変電施設の更新を順次行います。また、法定点検に基づき防火設備の改修工事に取り組みます。

さらに、施設・設備の不具合等によって学校生活に支障を来たさぬよう、学校と連携を図り、安全かつ適切に稼働するよう、適正な点検・改修に努めます。

7 通学路の安全管理

児童・生徒の登下校の安全性向上へ向け、学校からの通学路改善要望に対し、関係機関と連携し、「交野市通学路安全プログラム」を取りまとめ、総合的な対策を行います。

また、登下校中の児童の位置情報を保護者が把握できるよう、IoT 技術を活用した見守りシステムの位置情報精度を高めるために通学路等、今後も継続して基地局の増設に努めます。

そのほか、自動車等の運転者に注意喚起が必要な場所には、通学路注意喚起標示看板の設置を行います。

また、各小学校区内で工事が行われる際には、事前に工事業者と児童生徒の登下校の安全が確保されるよう協議を行います。

第4節 学校給食の充実

【基本的方向と取組の工程】

- ・児童生徒の健全な発育に資するため、HACCP の概念を取り入れた学校給食センターにおける、安全・安心で魅力ある学校給食の提供

事業名	事業概要	関係部署	関連	R3年度目標
安全・安心な学校給食の提供	児童・生徒に安全・安心で魅力ある給食の提供	学校給食センター	学校	学校給食を生きた教材とした食の指導の実施 191回
食物アレルギー対応食・除去食の提供	アレルギーのある児童生徒が他の児童生徒と同じように楽しめる給食の提供	学校給食センター	学校	安全性を最優先に考えながら、卵、えびを別々に提供することを検討。
食育の推進と啓発	学校給食及び食育に対する理解の促進	学校給食センター指導課	学校 家庭 地域	夏休み親子料理教室等での食育の啓発
学校給食調理業務等の民間委託	令和4年度までに調理業務等の民間委託の実施	学校給食センター	学校	調理業務等の民間委託実施に向け、スムーズにスタートできるよう受託事業者との詳細な引継ぎを行う。

【令和3年度具体的施策】

1 安全・安心な学校給食の提供

魅力ある学校給食を提供し、児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ります。また、給食の時間はもとより教科学習や総合的な学習時間等において、重要な教材として活用し、食に関する指導を効果的に進めます。

また、児童・生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付ける指導及び教育を行い、給食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発し、行事食を活かして、日本の伝統的な食文化を伝えていきます。

2 食物アレルギー対応食・除去食の提供

食物アレルギー対応食については、安全・安心を最優先にし、対象児童・生徒のアレルギーの状況を十分に把握し、学校、保護者、医師、学校給食センター等の連携の下、除去食の提供を行います。

また、現在は、卵もえびも除去したものを提供していますが、今後については、卵、えびを別々に提供することを検討します。

3 食育の推進と啓発

栄養バランスのとれた給食の良さを家庭に啓発するとともに、市内のイベント等での学校給食の紹介や、夏休み親子料理教室(English Cooking)を実施し、家庭や地域において、学校給食や食育に対する理解の促進を図り、食生活の改善に努めます。

また、地産地消の拡充を図るため、交野市農業生産連合会・JA 北河内との連携を推進します。

4 学校給食調理業務等の民間委託

学校給食調理業務等の民間委託については、令和4年度からスムーズにスタートできるよう実施に向け、受託事業者との詳細な引継ぎを行います。

第3章 生涯学習環境の整備・充実

第1節 情報提供と発信

【基本的方向と取組みの工程】

- ・市民が生涯学習に安心して取り組めるよう、ライフステージや生活環境に合わせた情報提供や相談体制の充実

事業名	内容	関係部署	関連	R3年度目標
相談体制の充実	生涯学習に関する相談窓口の設置及び地域における生涯学習事業への支援や活動の情報などの提供	社会教育課	市民	相談件数 150件

【令和3年度具体的施策】

相談体制の充実

生涯学習を進める上で必要な最新の情報をいつでも入手できるような情報提供の仕組みを構築します。また、必要な情報が入手できない市民や活動のきっかけがつかめない市民のために、相談窓口を設けます。市が実施する生涯学習に関わる事業を整理し、情報発信に努めます。

第2節 スポーツ活動の充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・市民が生涯にわたって、体力や年齢に応じてスポーツに親しみ、健康で明るいライフスタイルが実現できるよう、体育教室や大会の開催など、スポーツ活動の充実や、スポーツ指導者の養成

事業名	内容	関係部署	関連	R3年度目標
関係団体との連携（生涯スポーツ）	体育協会やスポーツ関係団体と連携した各種大会などの支援	社会教育課	団体	団体の自主的な活動を支援
学校体育施設の開放事業	市内小・中学校の体育館及びグラウンドの開放	社会教育課	学校団体	体育館・グラウンド利用者数 180,000人
スポーツ指導者の養成	スポーツ推進委員等を対象とした研修や講座の実施。スポーツ指導者の育成	社会教育課	スポーツ推進委員	講座・研修会等 15回
市民スポーツデーの開催	秋季に市内で各種スポーツに親しむ機会の提供	社会教育課	団体 市民	参加者数 2,000人
スポーツ活動の支援	北河内や大阪府の総合体育大会の運営、市長杯などの各種スポーツ大会及び交野マラソン大会の活動支援	社会教育課	団体 市民	北河内総体及び大阪府総体参加種目 12種目
スポーツ教室の運営	子どものニーズに応じたスポーツ教室の実施	社会教育課	市民	参加者数 延べ3,500人
地域スポーツの活性化	地域におけるスポーツ活動の活性化及び総合型地域スポーツクラブの育成	社会教育課	団体 市民	総合型地域スポーツクラブの検討会開催 6回
高齢者のライフステージとスポーツ	ノルディックウォーキングについて、ただ歩くだけでなく、文化財系の協力のもと歴史を楽しめる要素を取り入れ実施	社会教育課	市民	ノルディックウォーク事業実施回数 6回
子どもの体力向上プログラム	遊びを取り入れながら、子どもの体力向上を目的としたプログラムの実施	社会教育課	小学生	参加者数 延べ600人

【令和3年度具体的施策】**1 関係団体との連携（生涯スポーツ）**

地域住民が主体となり自主的に運営し、地域スポーツ環境の形成をめざすため、体育協会をはじめ多数の団体と様々な連携を図るとともに、各団体の自主的な活動（各種大会等）を実施できるよう、体育協会に対し活動補助を行います。

2 学校体育施設の開放事業

市立小・中学校の体育館及びグラウンドの教育施設は、地域における身近なスポーツ活動の場でもあることから、学校教育や部活動等に支障のない範囲で、学校施設担当課、学校と調整しながら、開放を行います。

3 スポーツ指導者等の養成

スポーツ推進委員の知識及び技術を生かし、子どもや高齢者向けスポーツの実技指導やニュースポーツの普及を図るとともに、スポーツ推進委員に対する研修や講座を開催し、スポーツ指導者の育成に努めます。

4 市民スポーツデーの開催

毎年秋季に市内のスポーツ施設等を利用し、子どもから高齢者までの幅広い市民が、気軽に楽しめる多種多様な内容で、スポーツに親しむ機会を提供します。

5 スポーツ活動の支援

北河内地区総合体育大会、大阪府総合体育大会の運営、市長杯などの各種大会及び交野マラソン大会の活動を支援するとともに、市民の体力向上等を目的とした事業に取り組みます。

6 スポーツ教室の運営

子どものニーズに応じたスポーツ教室を運営し、運動を通じて「できた喜び」が自信につながる教室運営に努めます。

7 地域スポーツの活性化

市民誰もが、様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動の活性化及び総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討を進めてまいります。

8 高齢者のライフステージとスポーツ

スポーツ推進委員を活用したノルディックウォーキング事業を実施し、高齢者の健康増進に努めます。

9 子どもの体力向上プログラム

幼少期からスポーツに取り組める環境を促進するために、スポーツ推進委員を活用しながら、子どもの基本動作能力の向上に努めます。

第3節 文化活動の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・市民のニーズに応えられるよう各種文化教室や行事の開催等、生涯学習の機会と場を提供し、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活を過ごすことができるようにするための、文化活動の促進

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
社会教育関係団体との連携	文化連盟、PTA協議会などと連携した社会教育関係事業の充実	社会教育課	団体	団体の自主的な活動を支援
文化祭の開催 (生涯学習フェスティバル)	交野の文化芸術活動の継続及び若者や現役世代が参加しやすい文化祭の開催	社会教育課	市民 団体 学校	文化祭 参加団体数 90団体
生涯学習機会の充実	府等との共催・連携による生涯学習事業の開催	社会教育課	市民 他市	ふみんネット 応募者数 延べ70人
日本語教室「学びの場」の開催	日本語学習を必要とする人々に対する学習機会の提供及びホームページの充実による教室の認知度の向上	社会教育課	団体	学びの場 参加者数 延べ180人
文化教室の運営	文化教室及び市民教養講座の実施並びに若者や現役世代が参加しやすい教室の実施	社会教育課	市民	【文化教室】 参加者数 延べ700人 【市民教養講座】 ・文学講座 参加者数 延べ350人 ・生涯学習講座 参加者数 延べ150人

【令和3年度具体的施策】

1 社会教育関係団体との連携

文化連盟に加盟する各種文化活動団体の育成に努めるとともに、PTA協議会等の社会教育団体が行う自主的な活動を支援し、社会教育関係事業の充実を図ります。

2 文化祭の開催(生涯学習フェスティバル)

市民文化祭を開催し、市民の文化芸術活動意欲の向上に努めます。

また、若者や現役世代が参加しやすい文化祭(フェスティバル)をめざします。

3 生涯学習機会の充実

若者や現役世代が、文化芸術活動に親しめるよう、既存の文化教室及び市民教養講座を検証し、新たな学習の場に再編を図るとともに、情報提供の拡充に努めます。

また、北河内7市の広域連携により、各地の名所旧跡を散策するおおさかふみんネットを開催します。

4 日本語教室「学びの場」の開催

日本語学習を必要とする人々に対する学習機会の場として、「学びの場」の教室を開設します。

また、ホームページの充実などにより、教室の認知度向上に努めます。

5 文化教室の運営

市民が主体的に生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、学習の場や情報提供の拡充を図り、文化活動に親しむことができる環境を整備します。

第4節 教育コミュニティの形成・家庭教育の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・学校を拠点とした、学校・家庭・地域の協働活動による子どもを育む取組みや、地域における教育課題の解決のための地域とともにある学校づくりの推進による、教育コミュニティの形成や家庭教育の充実

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
地域学校協働活動	コーディネート機能の強化や幅広い層の地域住民の参画など、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく取組み	社会教育課 指導課	市民	活動ボランティア 参加者数 延べ20,000人
家庭教育の充実	保護者を対象とした家庭教育学級及び小中学生を対象とした親学習講座の実施	社会教育課	市民	保護者及び児童・生徒に対する 学習機会の提供 参加者数 延べ200人

【令和3年度具体的施策】

1 地域学校協働活動

各中学校区の地域学校協働本部で実施されている登下校の見守りや花壇整備など、各々の活動を連携・強化できる仕組みの確立と充実に努めます。

2 家庭教育の充実

保護者を対象とした親学び講座を引き続き実施し、子育て世代のネットワーク作りに努めます。また、小・中学生を対象とした親学習の機会を提供します。

第5節 スポーツ・文化施設の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・市民がスポーツ・文化活動を円滑に行うため、指定管理者との調整を踏まえた、施設の維持保全

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
星田西体育施設の管理運営	星田西体育施設の適切な維持管理	社会教育課	指定管理者	利用者数 170,000人
総合体育施設の管理運営	総合体育施設の適切な維持管理	社会教育課	指定管理者	利用者数 380,000人
星の里いわふねの管理運営	星の里いわふねの適切な維持管理	社会教育課	指定管理者	利用者数 100,000人
青年の家の管理運営	青年の家の適切な維持管理	社会教育課		利用者数 110,000人
私部・倉治公園グラウンドの管理運営	私部・倉治公園グラウンドの適切な維持管理	社会教育課		利用者数 110,000人

【令和3年度具体的施策】

1 星田西体育施設の管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。特に、施設の長寿命化を図るため、屋上防水改修工事を実施します。

2 総合体育施設の管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。特に、施設の長寿命化を図るとともに、2025年開催の大阪万博に係る機運醸成のための桜の植樹工事を実施します。

3 星の里いわふねの管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。特に、令和4年度の指定管理の指定の更改に伴い、現在の施設利用に加えて、より魅力ある施設にするため、外部の意見を取り入れながら検討を進めます。

4 青年の家の管理運営

直営施設として、適切な維持管理を行います。

5 私部・倉治公園グラウンドの管理運営

市長部局からの補助執行を受けた施設として、適切に管理を行います。とりわけ、平日の利用方法についてはしっかりとホームページなどで周知し、稼働率の向上に努めます。

第6節 文化財保護の充実

【基本的方向と取組み工程】

- ・我々の祖先が築き、今まで連綿と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくため、適切な保存と活用を図り、市民の理解と愛護意識を高めるとともに、ボランティアなどとの協働のもと、文化財保護活動の推進

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
文化遺産の適切な維持保全	・指定文化財の適切な維持管理 ・文化財保存活用地域計画の策定作業	社会教育課	所有者 文化財専門委員	補助金交付数 2件 一般公開等 4回
埋蔵文化財発掘調査の実施	埋蔵文化財を保護・活用するための発掘調査及び報告書作成	社会教育課		調査件数 10件 報告書冊数 1冊
文化財の普及啓発	歴史民俗資料展示室公開を通じた市民への文化財の普及啓発	社会教育課	ボランティア	見学者数 5,000人 企画展・スポット展示 5回
文化財保存活動	・文化財に対する調査研究及び講座などによる市民への報告 ・体験講座・出前講座の開催	社会教育課		市民文化財講座等の開催 1回 体験講座・出前講座の開催 5回

【令和3年度具体的施策】

1 文化遺産の適切な維持保全

指定文化財の所有者、管理者と協力し、指定物件の消防設備の点検及び環境整備、文化財パトロール等を行い、適切な維持管理に努めます。指定文化財の一般公開にあたっては、所有者の協力を得て開催します。

平成31年4月に改正された文化財保護法により制度化された「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて、国庫補助金を活用し作業を実施します。

市指定文化財(史跡)の私部域については整備を進め、広報活動を通じて城の周知を行います。

2 埋蔵文化財発掘調査の実施

国庫補助金を活用し、個人住宅などの開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を報告書にまとめます。

3 文化財の普及啓発

ボランティア等と協働し、市内の遺跡の案内等を行います。また、歴史民俗資料展示室公開を通じて、より多くの市民に身近に文化財を実感できる機会を提供し、交野の歴史の素晴らしさについての理解を深めます。

4 文化財保存活動

文化財の保護と市民に親しまれる歴史・文化環境を目指すため、考古・民俗・古文書等の文化財に対する調査研究を行い、その成果を市民に報告する講座等を開催します。

第7節 青少年の健全な育成

【基本的方向と取組みの工程】

・青少年の社会性・協調性・創造性の育成のため、地域・各種団体とのつながり・所管施設等を活用した、自然体験活動などの充実

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
成人式	新成人の門出の祝福及び社会的な自立と自覚の促し	青少年育成課		新成人参加率 70%
青少年活動の充実	団体活動を通じた青少年の豊かな情操の育成	青少年育成課	団体	参加者数 370人
放課後子ども教室	放課後の児童の居場所づくり (フリースペース)	青少年育成課	地域 学校	実施日数 延べ500日
子どもの安全見守り事業	子どもを犯罪から守るための活動 (こども110番、子どもの安全見まもり隊、青色防犯パトロール)	青少年育成課	地域 団体	協力者数 3,400人
相談・指導体制の充実	青少年に関する情報交換及び体制の充実	青少年育成課	団体	・青少年指導員 会活動数 40回 ・子ども会育成連 絡協議会支援 活動数 50回
第1児童センター管理運営	健全な遊びを通じた児童の体力増進と豊かな情操の育成	青少年育成課		利用者数 13,500人

【令和3年度具体的施策】

1 成人式

新成人の門出を祝うとともに、社会に貢献するという自覚が芽生えるきっかけとなるような式典の開催に努めます。

2 青少年活動の充実

青少年指導員会や子ども会等の関係団体や摂南大学等と連携し、青少年に充実した体験活動等の機会を提供します。

3 放課後子ども教室(フリースペース)

放課後の児童の居場所づくりとしてフリースペースの実施日数拡大に向けて、各小学校と調整を行うとともに、各校の実情に応じて地域・団体等にはたらきかけ、積極的な募集を行い、安全ボランティアの増員に努めます。

また、国の総合的な放課後対策事業である、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童会との連携強化に努めます。

4 子どもの安全見守り事業

各種団体や地域住民の協力のもと、こども110番の家運動や子どもの安全見まもり隊活動、青色防犯パトロールを実施し、青少年の安全確保に努めます。

5 相談・指導体制の充実

青少年に関する情報を収集し、連携している関係団体等に提供するとともに、相談・指導体制の充実に努めます。

6 第1児童センター管理運営

児童厚生施設である第1児童センターについては、児童に特化した市の直営施設として、適切に管理を行います。

第8節 放課後児童会の運営

【基本的方向と取組みの工程】

・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(1年生～6年生)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る放課後児童会の運営

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
放課後児童会	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供	青少年育成課	学校 保護者	・開会時間の延長 ・待機児童数 0人

【令和3年度具体的施策】

1 放課後児童会の運営

令和3年度中に、開会時間の延長を目指します。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、より良い環境の整備に努めます。

また、指導内容の充実及び指導者としての資質向上を図るため、大阪府等が開催する研修に積極的に参加するとともに、市独自の指導員研修を月一回程度実施します。

第9節 図書館活動の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・資料・情報の収集及びその提供・発信に努め、市民の教養・趣味を育むとともに、次世代を担う子どもたちの図書館利用と読書活動の支援

事業名	内容	関係部署	関連	R3 年度目標
資料の収集・提供	利用者の多様なニーズに応えるための資料の収集及び提供	図書館	府立 他市 図書館	受入冊数 12,000冊 貸出冊数 470,000冊
図書館情報ネットワークシステムの充実	図書館ネットワークシステムの更新	図書館		Web予約冊数 47,000冊
図書館利用窓口の充実	図書館(室)・移動図書館車の効率的、効果的な運営	図書館		利用者数 130,000人 貸出冊数 470,000冊
子どもの読書活動推進	子どもと読書を結びつける機会の提供 学校との連携及び支援	図書館 指導課	学校 健康増 進課 ボラン ティア	おはなし会 61回 おたのしみ会 6回 ビデオ上映会 2回 ブンブン劇場 2回
ボランティアとの協働	ボランティア活動の支援及び連携・協働	図書館	ボラン ティア	対面朗読用資料 の貸出冊数 15冊
まちの図書館化事業	市内施設等への図書館のリサイクル 本の設置	図書館	地域等	23か所の本の補 充や入替え
図書館・図書室の運営	市内各図書施設の運営	図書館		利用者数 130,000人 開館日数 295日

【令和3年度具体的施策】

1 資料の収集・提供

図書館利用者の予約・リクエスト及びその他の多岐にわたる要求に応えることができるよう、多種多様な資料の収集に努めます。

特に、交野市に関する地域資料については、郷土交野について一層興味を持ち知識を深めることができるよう広く収集します。

また、高齢者・障がい者の読書活動を更に支援するため、文字の大きな大活字本の収集に努めます。交野市で所蔵していない資料については、相互貸借制度の活用により、できる限り提供するよう努めます。北河内地区においては、公共図書館の広域利用も実施されており、利用者の図書館利用の促進を図ります。また、現役世代や青少年の利用拡大に向け、「ビジネス支援コーナー」や「ヤングアダルトコーナー」の充実を行います。

2 図書館情報ネットワークシステムの充実

利用者への利便性の向上や業務の機能及び情報セキュリティの強化を図るとともに図書館サービスの向上をめざすため、図書館システムの更新を行います。

3 図書館利用窓口の充実

より多くの市民が図書館を利用できるよう、青年の家図書室においては火～金曜日に 夜間開室を行い、倉治図書館及び青年の家図書室において祝日開館を実施します。

また、図書施設へのアクセスが困難な利用者のために、移動図書館車で市内 11 か所のステーションを隔週で巡回します。

より便利で魅力的な移動図書館車となるよう、搭載資料の充実などに努めます。

4 子どもの読書活動推進

子どもの読書環境の整備のため、「第4次交野市子ども読書活動推進計画」を策定します。

また、各施設における子ども向けイベントの実施や、子どもたちと読書を結びつける機会が一層豊かになるよう、市民団体や地域の活動に協力するなど、さまざまな取組みを行います。

5 ボランティアとの協働

子どもや障がい者の読書活動を推進するためにさまざまな活動を行っているボランティアグループを支援し、おはなし会や各種イベント、障がい者への情報提供等において、より一層の連携・協働を図ります。

6 まちの図書館化事業

市内に設置した「まちの図書館」の本の補充や入替えを行い、地域の読書活動とコミュニケーションの推進を図ります。

7 図書館・図書室の運営

「交野市立図書館運営方針」に基づき、効率的な図書館運営に努めるとともに、より質の高いサービスの提供をめざします。